

苫小牧工業高等専門学校受託試験取扱細則

規則第64号

制 定 平成16年5月26日

一部改正 平成28年2月23日

(趣旨)

第1条 この細則は、独立行政法人国立高等専門学校機構受託試験取扱規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託試験の取扱いについて定めるものとする。

(試験の受託)

第2条 校長は、規則第2条により受託した場合は、受託試験を依頼した者（以下「委託者」という。）に試験受託通知書（別紙第1号様式）により通知するものとする。

(試験結果の通知)

第3条 校長は、委託者が試験結果の証明書の交付を希望する場合、試験成績表（別紙第2号様式）により委託者に通知するものとする。

(試料の処理)

第4条 委託者が提出した試料は、原則として返還しないものとする。

2 委託者が試験後の試料の返還を希望するときの返還に要する費用は、委託者の負担とするものとする。

(不可抗力による試料の損害)

第5条 天災その他の不可抗力によって生じた試料の損害に対して、本校はその責任を負わないものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 この細則の施行に伴い、苫小牧工業高等専門学校受託材料試験に関する規程（昭和51年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この細則の施行日前に受託した試験については、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

別紙第1号様式（第2条関係）

試験受託通知書

年 月 日

殿

苫小牧工業高等専門学校長

年 月 日付けをもって申込みのあった受託試験について下記により受託するので通知します。

記

受託試験名	
試験の数量	
受託試験料	

別紙第2号様式（第3条関係）

試験成績表

年 月 日

申込者

殿

苫小牧工業高等専門学校長

年 月 日付けをもって依頼のあった受託試験の結果は、下記のとおりです。

記

受託試験名	
試験の数量	
実施年月日	
担当者	
試験結果	